

令和4年度（2022年度）
第2回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和4年5月20日（金）10：30～17:30

場 所：北海道中小企業会館 BCD会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
副委員長	渡部 要一	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授
委 員	柏木 淳一	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	厚井 高志	北海道大学広域複合災害研究センター准教授
委 員	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長
委 員	中津川 誠	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
委 員	中前 千佳	(一社)北海道開発技術センター主任研究員

【事務局（北海道）】

総合政策部計画局計画推進課長
総合政策部計画局計画推進課課長補佐

佐々木 敏
長尾 和宏
ほか

1 開会

2 議事

(1) 道営農業農村整備事業に係る追加要望に対する考え方

【農政部農村設計課】

(資料1により説明)

《 質 疑 》

【渡部副委員長】

これまでの議論を踏まえて、かなりそれらを反映した形になっているかと思う。一つだけ気になったところだが、内容というよりも文言の話だが、資料1の下の段の事業計画の変更の一行目に「自然災害が発生した場合」、3行目に「追加の整備要望が寄せられることがあり、そのような場合」とある。最初の場合がその後の文章を受けて、そのような場合と言っているかと思うが、場合が二つ並んでいる。場合の切れ目が最初の場合を含むように聞こえてしまうことから、ここを工夫できないかと言う気がする。

【農政部農村設計課】

読みやすいように訂正させていただく。

【中津川委員】

問題は、様々な状況の変化で変更することがあり得ると言うことかと思うが、それが、筋の通ったものかということ。この委員会では結果だけを聞くので、もうやっしまいましたということが妥当かということをお我々もきちんと知った上で判断しなくてはならないので、きちんと説明していただくこと。それをどこかに書き込めるかは分からないが、公共事業評価専門委員会で説明していただくようなことを入れていただければと思う。

【農政部農村設計課】

ここにも記載しているが、正当な要望として認められる場合は、当然、要望の中身についても判断させていただいて、再評価の時に何故追加されたのかというのはご説明させていただくことを考えている。

【中津川委員】

ここに書かなくても当然という理屈でよいか。他の事例でここまで書くというの無いでしょうし、農業農村整備事業の場合のみだが、委員の皆様が当然と理解いただけるのなら、それで構わないかと思う。

【内田委員長】

この議論は何回も繰り返しているが、前回、「追加の要望は原則、認められない」との一文が書けないかということであったが、その原則以外の例として、干ばつや離農者という一文が入っているかと思うが、難しいということか。これまで妥当性が無いような事業の説明が本委員会に上げられており、意見は付けながらも我々は、通してきた経緯があつて、それは反省すべき点があるかと思うが、この文言とおりに事業を行っていけば、そもそもこうした議論は起こらなく、一つそういう文言を入れていただくということが前回から意見があつたところである。

また、補足資料2の最後のページを委員の皆様に見ていただきたいが、これは、要望事業が決まったあと、各農家さんに署名して貰うこととなっている。その中の□2つめのところだが、農政部は、土地改良法で書いているので、基本的には、受益地の変更として要望が上がってくると、計画の変更ができるということになっている。この□2番目のところ、簡単に言うと、「受益面積

の変更には、計画変更手続きが必要となり、その完了後でなければ、着工できません。」と書かれている。これだと、農家さんは受益面積の変更ができるという認識をされているかと思われる。農政部がこう書かざるを得ないのは、やはり、土地改良法でそれが認められていて、制度上、「追加要望は原則認められない」というのは書きづらいということを説明いただき、理解はしている。

例えば、公共事業評価専門委員会では、「原則こうしたもの以外、認めません」ということを実施方針等の内規に明文化しておく、農政部は公共事業評価専門委員会が条例に基づいていることから、両方従わなくてはならない。この一文を我々が表明するならば、計画変更に関して、「公共事業評価専門委員会の審査を受け、認められる必要がある。」という文言になるかと思うが、現状の農政部のこの書き方では、やはり、受益面積の変更ができると思われる。その原因として制度上、書きづらいということかと思われるが、如何か。この口2番目では、変更ができてしまうように農家さんは解釈するかと思う。

委員の皆様からも意見を聞きたく思う。私の整理としては、委員の皆様が、農政部の考え方で良いとなれば、それで良いと思うが、要望に対し農家さんに署名してもらう方に変化を与えたいということであれば、我々の考え方や評価基準のようなものを明文化して、公表していただかないと、今の状況だと土地改良法に認められているので、農政部ではそれ以上書けない。また、これまで要望が上がってきて、それを甘んじて全て通してきたということを見ると、何らかの書き加えをしておけば、今後そういった議論をする時間の節約ができるものと私は思っているが、私の提案となるが、如何か。

【中津川委員】

おそらく今、委員長が言われたことのずっと繰り返しですね、これまで議論して落としどころを目指してきたと思うが、今のままだと、この委員会の評価というのは二の次というか、この土地改良法の話がファーストになってしまう。軽微な変更だと他にも一杯あるので、いいのかも分からないが、大規模事業とかの大きな変更、それについては、委員長が言われるように我々が納得して認めるということになっていかないと、この委員会の存在意義というのが問われると思う。それをどのように設定するかということかと思うが、歯止めみたいなものがあつた方がいいのではと思われる。

【柏木委員】

内田委員長が提案された案については、私も理解できる。ただ、この公共事業評価専門委員会で再評価の基準はもう金額的にも明確化されているので、それに一文つけるような感じですかね。その要望が金額としてある程度、追加で大きく膨らまないと再評価にかからないが、その金額に達しない場合でも、再評価を受けなくてはいけないということまで踏み込むわけにはいかないと思う。再評価に対する条件に該当する場合には、この委員会によって、承認を受けなければ、事業を継続することはできないということを書くということですかね。

【内田委員長】

再評価に上がってこない限り、我々が変更の内容をチェックすることはできない。事務局の方ともお話したのだが、再評価に上がる基準手前の事業を対象とすれば、膨大な作業量になるということ。実質、難しいということで、やはり再評価に上がってきた場合に審査するほかないと思われる。それを実施方針で書き込んだ、あるいはそれが難しいのであれば、内規的な我々の評価基準を明文化しておく、少しは、歯止めになるのかと思われる。

現在は2か年調査の取り組みをしているので、これからは多くの計画変更は出てこないと思われるが、まだ1、2年は出てくるような話も聞いているので、そうした場合、何らかの基準があれば、議論しやすいと思っている。

私は一つの案を出したが、もう一つの案としては、農政部で作成した追加要望に対する考え方を認めて、特に我々の判断基準を明文化しないという考えもある。もう一つは、やはり、歯止めが利くような仕組みを作るとしたら、何らかの形で、我々の評価基準を明文化して、公開しておくというどちらかになるかと思うが、如何か。

【渡部副委員長】

私の理解では、農政部が今回出された考え方で、かなりのものをカバーできていると思っている。もともと、私は強く言ってですね、「なし崩し的に次から次へと上がってくる追加要望を受け

ていたらきりが無い。」という話をしていたが、それはそのとおりとされるものと思っている。ただ、要望は応えてあげなくてはならないという農政部の姿勢が強く感じられたので、それに対する歯止めをかけたいというのが正直なところであるが、土地改良法がある中で、明文化できる範囲としたら、検討した中でこの程度までかなと思われる。ただし、意識としては、追加要望は認められないという意識を持ってほしいということが一つあるのと、軽微なものは委員会に上がってこないからといって、うやむやにってしまうということをやりはじめると、それは止めようがない。そこは懸念されることである。金額が大きくなれば、ここに評価として上がってくるので、今まで通してきているところではあるが、場合によっては通さないということもあり得る。そういう意識をきちんと持っていただく必要があるのかなと思う。それを明文化するというと、なかなか、難しいという気がするが、性善説に立てば、今回の書き方でも、そういう意識を持てば、みんなが守るというのものもあるかと思うが、性悪説に立つと、この隙を狙って、許されることをやってしまう。後者はいけないことかと思うので、とりあえず、意識を持ってやっていただいて、それがなし崩し的になってきたら、内田委員長が言うような、明文化するということをより強く、この委員会は言い出すと思う。

まず、それで取り組んでいただいて、2か年調査も行い、そうした中、農政部が実はこっそりこういうことをやっているとした場合には、そこは我々としては、厳しく見るというのが、議事録にも残って、なおかつこのメンバーの認識というのが、落としどころなのかなと思われる。

【中津川委員】

懸念するのは、5年、10年先はこのメンバーは誰もいない。そうなった時に、当たり前のことと言っているという文書でしかないかと思う。何でこういう問題が起きているのか、経緯があって、それに対してこういう文書を発出して、委員会としてどう考えたかというものは、残しておく、問題意識を持つとした意味で、それらが必要になるかと思う。覚書でも良いのでそういったものを残すべきと思われる。

【中前委員】

私も中津川委員と同感で、ここで議論されたことが農政部の職員に本当に浸透して、その真意が伝わるものになっていけば、私たちもそれほど、懸念しないが、この文書一枚しか残らず、これを見た方がここでの議論を理解できないのであれば、それでは足りないのかなってしまうので、しっかりここで議論されたことを農政部の職員の皆様が、きちんと伝わって、こういう議論があったから、この文書があるというふうに残るよう、内規で明文化することも大事かと思う。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

農政部の資料1について、上段では文書に入っていませんが、追加要望を減らす取り組み、その趣旨をまず行っていくという趣旨の説明があり、最終のところ「単なる、農業者の手上げではなく」という趣旨にて、各課、振興局に通知を行って行くという説明があったかと思う。政策評価制度の運用で基本方針の中に、再評価の箇所だが、地区ごとに点検、検証を行う。地区ごとにその実施過程と透明性の一層の向上を図ると書いてある。そういう意味から、地区ごとに変更の理由をきちんと道民に説明しなくてはならない。そういった観点から、我々の反省点も含めて、一つは今後の検討かと思う。実施方針には記載されているが、建設部と農政部では、事業の性格が違うので、変更の理由を丁寧に書いていただき、これらの様式の見直しとか、マニュアルで「こういった観点で説明をしなければいけない。」という中で、それぞれの事業を実施している方々についても、当然そういった説明が求められ、普段から十分に精査・協議していく必要があるというのが事務局で検討できる視点と思われる。

【内田委員長】

同じところに戻るかと思うが、やはり、委員が皆さん、入れ替わったときに、仮にそうあったとしても、書いているようなことはマイナーチェンジで、正論ですべて正しいが、きちんと評価基準を覚書のレベルで良いので何かの形で残すべきだという意見が出ている。

もう一つは、農政部の今回の文書で十分だという意見もあるかと思うが、如何か？

【柏木委員】

大分、煮詰まってきているかと思うが、この資料1としては公共事業評価専門委員会の資料に

なるのでしょうか？農政部自体がこれを通達するにしろ、この文書自体はこの委員会での資料として残すわけですね。

それで、内田委員長が言っていることは、再評価において一文を入れるか入れないか。この公共事業評価専門委員会の資料であれば、逆に入れた方が良いかと思うが。場合によっては認められない場合がありますよと強く言った方が良くと思われる。それを反映して、通達していただく、それできちんとした歯止めになるのかなという気がする。

【内田委員長】

それを入れるために我々が評価基準を表明しておかないと、農政部は土地改良法から、書きづらいついことがあるので、我々の方で覚え書き、もしくは実施方針で明文化することが必要と思う。今の段階では、そこまでは難しいかもしれないが、今回の文書は農政部の考え方として書かれていて、これが限界な状況である。我々が何か明文化しないと農政部は書けないということかと思うので、委員会として文書を残しておけば、恐らくこの農政部の考え方に反映せざるを得ないと思われ、要望の際、農家さんにチェックしていただく項目も、「公共事業評価専門委員会の審査を経て認められなければ、無理」という、我々が表明しないと農政部が書けないということと思う。

【農政部農村設計課】

農政部では、正当な要望として認められる場合、どういうケースがあるのかということ委員の皆さんに理解していただけるよう整理しているところである。

単純に干ばつ、大雨、離農の跡地の引き受けで農地集積関係、これについては、今までご理解をいただいて、仕方が無いかということで承知いただいているかと思われるが、他にやむを得ない理由を精査しているので、そこら辺が明らかになりましたら、内規的なところまで、ある程度整理して残していきたいという考えがある。今、作業中と言うこともあり、ここまでの考え方を表明させていただいている。

【内田委員長】

一番、いいパターンがその基準が公共事業評価専門委員会の基準と一致していないと駄目だということ。適切に評価して、我々が妥当と評価したところで、喧々諤々の議論があつてこうなっていることがある。農政部の考えはまとめていただいており、この段階でこのまま受け入れて通すか、もしくは、さらに明文化すべきかという意見もある。これら二つのオプションがあつて、最終的には農政部の考え方と我々の考え方が一致し、明文化されなければ駄目かと思う。中津川委員と中前委員の意見が非常に重要で、委員が替わったら形骸化することがあるので「明文化しておかないと実効性がない」という意見も非常に重要かと思われる。

これらを再度、整理した上で、次回以降の公共事業評価専門委員会で改めて議論していただくことで、如何か。

【各委員】

(異議なし)

【内田委員長】

本議事については、継続案件としたく思う。

(2) 令和3年度公共事業(大規模等)事前評価対象地区の審議

全員評価地区

06-05 道営土地改良事業費(農地整備事業(中山間地域型)) 富士地区

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(事業概要について、資料により説明)

【農政部農村計画課】

(事業概要等について、資料により説明)

《 質 疑 》

【中津川委員】

環境情報協議会だが、この地区に限らず私の専決地区でも同じような話があった。ここの地区の特殊な事情というよりは、構造的な問題のように感じる。二次チームヒアリングにおいて懸念ありという意見も出ているが、これを抜本的に解決するためにどうするかということ、全体的な話にも影響してくると思うが、その辺はどうなのか。

【農政部農村計画課】

本地区につきましては、先ほどご説明した業務の行程の関係で間に合わなかった状況であり、今後、審査を受ける地区について、事前評価までには想定される対策や内容について、各振興局が開催する環境情報協議会に諮り、来年からこのようなことが無いようにしたい。

【中津川委員】

全ての事業において、そういうやり方をしていくという理解でよろしいですね。先ほどのように覚書まではしなくても良いが、そういうスタンスでやってほしいと思う。

【内田委員長】

資料「環境情報協議会とは」に書かれている文言で、調査、計画の段階で環境に関する意見交換及び情報収集を行う環境情報協議会を設置するとされているが、この事前評価に上げてくる段階で、これをやっていないというのは非常に問題があると認識している。

行程が間に合わないのであれば、事前評価に上げるのを1年遅らせる。この協議会の内容によっては、工事内容、規模に多少の変動があると思う。そういうのがあるにも関わらず実施していないことは問題がある。しかも、整理番号5の調書の1ページの一番下の「環境影響への影響・配慮」を読むと「意見交換を行う」と書いているが、これは「行っていない」と明確に書かないと既にやっているような印象がある。簡単にいうと「提案し、これからやります」ということだと思う。こういう書き方よりも「まだ、やっていない」と書いてもらわないと分からない。最初、私はやっていると思っていた。

過去をみても、こういうのが続いている。設置することになっているが、あまり重要に受け止められていないと感じられる。

【中津川委員】

環境情報協議会の結果によっては、費用が変わってくる可能性があるということ。例えば、河川で川真珠貝が見つかって、濁水をそのまま流すと、大変な影響が出てきて、より高度な対策が必要になった場合、大きく費用が変わってくると思うが、そういう可能性はどうか。今の段階で結構であるが。

【農政部農村計画課】

栗山町の田園環境マスタープランの資料をご覧いただきたい。この資料の中で右下に本地区ではないが、同様の同種事業の実施エリアを記載させていただいている。この地域に今回想定しているものと同様の対策を実施している。

栗山町の田園環境マスタープランの位置づけにおいても、同様の環境配慮区域になっており、空知総合振興局の環境情報協議会の中には、栗山町で普段地域づくり活動をしている方が参加されている。

なお、振興局において環境情報協議会とは別に、地域づくりの取組を一緒にやっている関係者がいて、普段からそういった情報共有も図られており、今回のこの地区において、そうした対策の内容については大きな変動はないと思っている。

【内田委員長】

私の提案だが、制度上やるべきことがやられていないという点で手続き的によろしくない

思っており、この事業に関しては付帯意見を付けたいと思っている。もし環境情報協議会を行った上で事業量、事業内容に大小関わらず変更がありましたら、公共事業評価専門委員会に報告して対応を仰ぐことをこの事業に関しては付けた方がいいのかなと思われる。

やるべきことがやられてないというのは、過去を見ても、こういうやり方をされていて、今回、初めて気づいたことだが、これは改めない駄目だと思うので、この事業に関してはそういった意見を付けたいと思うがよろしいか。なお、付帯意見についての具体的な文言は委員長にご一任いただきたい。

【各委員】

(異議なし)

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「付帯意見を付けた上で、事業要望を行うことは妥当」と認める。

柏木委員担当地区（専決地区）

- 06-01 道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型）） 暁第3
- 06-02 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型）） 大願北第1
- 06-03 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型）） 南区第1
- 06-04 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型）） 東納内3
- 06-15 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型）） 大椴子川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事業概要について、資料により説明)

【柏木委員】（専決理由）

事務局から説明がありましたので、概要については省かせていただく。私の担当した地区は5地区、すべて目的が良質米の安定生産と転換作物の生産ということで、農地整備が必要だという目的のもとに行われる事業である。

まず、調書番号 06-01 暁第3地区（南幌町）だが、工事計画が適正であると判断したところ。ただし、地域の特徴として、ここは 153ha の区画整理を行うが、ここは法人化が進んでいる地区で一法人あたり 40ha 以上、所有しているということ。今後、水稻作に限らず、この地域が北海道の農業の安定生産に対して貢献していく適正な工事であると判断し、専決とした。

続いて、調書番号 06-02 大願北第1地区（岩見沢市）だが、ここの地区もやはり、水田地帯であるが、転作率が 64%と水田より畑作、転作物が多い地区となっている。先ほどの南幌町の地区との違いが、ここは 50a を 1.2ha の大区画化にするというのが主な工種となっている。用水路と排水路、農道を含めて区画整備以外にそれらの工種も加わるということで、金額としては 30 億円となっている。B/C も 1.13 というので 1 を超えており、適正な工事計画であるとして、専決とした。

続いて、調書番号 06-03、南区第一地区であるが、深川市と妹背牛町にまたがる地域になる。これも先ほど説明した水田地帯と同様に、ここは 60a から 1.2ha へ大区画化、これも各地区の要望より、規模もきちんと要望を踏まえて計画されている。受益戸数は 20 戸ということ、ここに関しても B/C は 1.34 と 1 を超えており、適正な計画であると判断して、専決とした。

ここで、一つ、指摘事項があり、実は、先ほどの 2 地区と今の地区の評価調書の 6 妥当性だが、前の 2 地区はコスト縮減の取り組みと言うことで、反転均平工法によってコスト縮減の可能性があるとのことだが、ここは特に無しということ。ヒアリング説明のときも指摘したが、反転均平

工法というのをここに取り上げるべきかと私から指摘した。計画段階で含まれているものであれば、コストの縮減の取り組みには書けないのではないかと指摘をしたのだが、前の2地区は相変わらず、掲載されているということはどういうことか、この一点だけお伺いし、専決の報告としたい。

【農政部農村計画課】

反転均平工法は、当初の計画の時からあるもので、コスト縮減に当たらないと考えている。具体的な取り扱いについて、事務局と調整していたものから、今回の調書には反映できなかった訳だが、今後はご指摘も踏まえ、記載しない方向で検討していきたい。これは他の皆様の地区に対しても同様であり、先ほどの富士地区でも委員長からお話がありましたとおり、併せて修正して参る。

【柏木委員】

限られた工法なので、適用できるか否やということがあるかと思うので、きちんとコスト縮減に書くのであれば、事業計画から取り入れるのか、それとも計画では取り入れない予定だが、場合によっては縮減できるものを正しく書くようにしていただきたい。

続いて、06-04 東納内第3地区、深川市であるが、この地区は転作率が10%程度ということで、準水稻作の地域となる。事業実施することにより、集積率が100%とのことより、この事業が地域の振興あるいは農業生産に対して非常に効果的であるということで判断した。B/Cも1.34ということで、適正な計画の元に行われる事業ということで専決とした。

私の担当地区で最後になる06-15大楯子川、小平町であるが、ここについては、受益面積が88ha、工事費30億ということで、先の地区と同じような受益面積だが、コストとしては倍まではいかないが区画整理がかなり高額となっている。話を伺ったところ、本地区は、これまでに道営の整備事業を実施しておらず、形が歪んだような形状の水田が多いということ。改めて用水路と揚水機場を整備し、川から取水し、地区として効率的に生産ができるように配慮していくということで、B/Cは1.12と少し低いが、事業効果がかなり期待できると判断し、専決とした。

中前委員担当地区（専決地区）

06-06 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））新弥生
06-07 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））東栄第2
06-09 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））共和北

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

調書番号06-06新弥生地区（新十津川町）であるが、こちらについても、目標は良質米の安定生産、転作作物の生産性向上を図るところ。地区の概要図を見ていただきたいが、もともと、鉄道があったが、廃線になったという経緯があり、その土地部分の有効利用ということで、地元からこの区画を一体化したいという要望が強くあり、大区画化としての要望がまとまったという経緯を聞いている。大きな変更等も今後は起こらないだろうということで、地域側の要望も強くまとまっており、専決とした。

続いて、調書番号06-07東栄第2地区（雨竜町）であるが、こちらについても、同じく良質米の安定生産、転作作物の生産性向上を図るところで、このエリアについては周辺整備が、順当に進んでおり、この地区が残っているところで、地元の方からも大区画化については、意欲的であると聞いている。今後は大きな変更がないということも確認しており、事業の内容について妥当と判断し、専決とした。

続いて、調書番号06-09共和北地区（共和町）であるが、概要図を見ていただくと、他の地区と比べて小間切れなほ場があり、大区画化になるというようには見えないが、説明を聞いたとこ

る、今までこの地区については、ほかの事業が実施されており、それらの事業が終わってきた中で、今回の区画が残っている状況で、それらを整備していくということであった。今回の事業だけで見ると小間切れに見えるが、全体としては一体的な整備になるという説明を聞き、事業内容として妥当と判断し、専決とした。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

06-08 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））新中原南

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【渡部副委員長】（専決理由）

調書番号 06-08 新中原南地区（新篠津村）であるが、事業期間は令和5年から13年までの9年間、こちらの事業だが転作率が57%と非常に高い。水稻中心というよりも小麦、大豆、ブロッコリーなど、高収益作物というところが気になるところだが、土地改良が必要だという中で、担い手がいて、大規模化が進められるということであり、水稻にも対応できる形で整備するという必要性は十分に感じられた。現状の転作率は気になるが、整備の必要性は十分に考えられること、B/Cについても1.19ということで、事業効果がある。概要図を見ていただくと分かるが、地域がまとまっていて、特段の大きな支障もなければ、何か大きな変動要素もないと判断し、専決とした。

中津川委員担当地区（専決地区）

06-10 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））上鹿沼第2

06-11 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））南大野北部

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【中津川委員】（専決理由）

調書番号 06-10 上鹿沼第2地区（厚真町・むかわ町）であるが、区画整理、用排水整備である。それが主体の事業であり、事務局からも概要説明があったが、事業の必要性があるものと判断した。

続いて、調書番号 06-11 南大野北部地区（北斗市）であるが、こちらも同様な区画整理、用排水整備ということで、先ほど事務局から概要説明のあったとおり、必要性があるものと判断した。

ただし、先ほど、全員評価地区の「富士地区」と同じような問題があり、環境情報協議会が行われていない。これから実施するとのことだが、それによって費用が変わることもないとは言えない。他の地区はどうか分からないが、全体的、構造的なことかと思われるので、そこは付帯意見を付けるという話であったかと思うが、その地区を代表して、これら全体に対する意見ということであれば良いかと思う。一応懸念のある2地区というところである。

【内田委員長】

以上11地区は先決地区としているが、中津川委員の担当するところは、よろしいか。

【中津川委員】

事業自体は結構だが、環境情報協議会については、全体を代表して富士地区で付帯意見を付けるという位置づけでしたら、問題は無い。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

これら 11 地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

【内田委員長】

なお、資料 3 の評価調書 45P と 49P の環境への影響配慮の欄を比べていただきたいが、意見交換を「行う」ともしくは「行った」その違いだけであり、この書き方はよろしくない。きちんと実施されたかどうか、分かるように間違い探式的にならないように記載をお願いします。

(1 時間休憩、再開は 13:00)

厚井委員担当地区（専決地区）

06-12 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））鷹栖南日の出

06-13 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））美瑛旭第一

06-14 道営土地改良事業費（農地整備事業（中山間地域型））なかふ旭中

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【厚井委員】（専決理由）

私の方から、調書番号 06-12、06-13、06-14 の 3 地区について先決理由をご説明する。この 3 地区とも共通しているが、良質米の安定生産及び転作作物の生産性向上を図るというもので、区画整理と用水路、いずれの地区についても、昨今の社会的背景から、担い手が減少傾向にあり、この事業の必要性や緊急性は十分にあるものと判断した。

調書番号 06-12 鷹栖南日の出地区（鷹栖町）であるが、工事内容についても効率化を図るということで、区画整理を行い、用水路、これはパイプライン化するとの話であり、維持管理が減少するというので、経済性も考えた上でパイプライン化すると伺っている。B/C も 1.76 ということで、十分な数値があり、事業内容も含めて専決とした。

続いて、調書番号 06-13 美瑛旭第一地区（美瑛町）であるが、こちらも先の地区と同様な工事内容であり、ここについては、徐礫も行うということだが、徐礫については、きちんと現地調査を踏まえ、計上されており、この地区も専決とした。

続いて、調書番号 06-14 なかふ旭中地区（中富良野町）であるが、先の 2 地区と同様に区画整理となっている。ただし、ここは先の 2 地区と違い、B/C が若干低い。この理由として先の 2 地区は転作率がそれぞれ 5%、16%であるのに対して、この地区は 80%と高いためという説明を受けて理解した。また、工事の内容についても妥当と判断し、専決とした。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

これら 3 地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

07-01 漁港海岸保全事業費（高潮対策事業）於尋麻布

【事務局（総合政策部計画推進課）】

(事業概要について、資料により説明)

【渡部副委員長】(専決理由)

調書番号 07-01 於尋麻布地区(羅臼町)であるが、事業期間が長いというのが、一つ特徴だが、これについては、昆布漁等をなされる地域ということ。P62の概要図を見ていただくと、漁業者の方が、海岸線を使って昆布を干している地域であり、調書の5環境への配慮でも記載があるが、護岸工事をする時期が4月から11月を外した時期、つまり冬季にしか工事ができない。延長1.3kmを考慮すると、どうしても工期が長くなる。予算上の制約もあり、土地の利用状況を踏まえて、やむを得ないことかと解釈している。また、当該地区、P62の概要図のとおり、突堤や離岸堤といった現在の対策がある一方で護岸がない。近年の低気圧の発達とかを考えると、地域の住民を守るために護岸は必要であり、45億円で22年間、期間が長いと思ったが、妥当と判断し、専決とした。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

中津川委員担当地区(専決地区)

06-26 道営農地防災事業費(ため池整備事業) 三笠

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(事業概要について、資料により説明)

【中津川委員】(専決理由)

ヌッパの沢ダム、調書番号 06-26 三笠地区(三笠市)であるが、昭和7年、今から90年前1932年に作られたダムということで、老朽化が進んでいる。P65の概要図を見ていただきたいが、ヌッパの沢ダムが決壊すると三笠の市街地が大きな被害を受けるということで、喫緊の課題ということである。東日本大震災の時、藤沼ダムが決壊し犠牲者も出ているが、そういう決壊したダムが地域に被害を生むことがあり、この改修は喫緊の課題ということになる。

なお、費用的に見ると14億円ということで、意外に安いと思ったが、撤去した土を外に搬出するのではなく、ダムを壊して、土砂を敷き均して、その上に新しい河道を整備するといった工事で、その切盛土と河川の再生ということになるので、さほど費用が高くない。B/Cについては、4.07ということで、必要性が十分認められることから、専決としたが、一方で、非常にユニークと言うか、脱ダムの話が10年くらい前に非常に注目されたが、ダムを撤去して、新しい河川環境を作るような工事になるので、環境の評価が重要になるかと思われる。

ただし、これも環境情報協議会を行っていないということで、全員評価地区での審議と同様な話があり、そこで付帯意見を付けていただくので、これもカバーしていただくことで良いと思われるが、環境の評価によっては変わってくる場合もあるかと思うので、大幅に変わる場合には、付帯意見によりこの委員会へ報告し、そこで審議していただければ良いと考え、専決としている。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

取り下げ報告地区

06-27 道営農地防災事業費(ため池整備事業) 茂平沢第一

【農政部農村計画課】
(取り下げ経緯と理由を説明)

《 質 疑 》

【内田委員長】
現時点において、工事に関する支出は生じていないのか。

【農政部農村計画課】
生じていない。

【内田委員長】
事前の相談や計画時点ではある程度、地域と合意されていて、事前評価にエントリーされていたはずだが、こういうことがあると我々委員会としては困る。事前協議だが、急に取りやめた地主も入って、丁寧な説明や議論がこれまでされていたのか。

【農政部農村計画課】
令和元年度から、改良区より事業をやりたいとの話があり、耕作されている方も含めて色々と議論をして、要望が固まったが急遽、地権者の方から取り下げの申し出があった。
丁寧に説明した上で、また最終決断の段階でのことから、その意味では、何度もステップを踏んで、きちんと丁寧に関係者の皆様へ説明し、立ち戻れる段階でストップできたことから、地元調整はうまくいっていたと考える。

【内田委員長】
それは、少し拡大解釈と思われる。要は農地の賃料が安いから高くしたいということか。

【農政部農村計画課】
私が聞いている範囲では、小麦とかの転作が大半で、あえて、末端の牧草を植えているところまで、支線の細かい用水路を管理し続けていくべきかということ在地権者は話していると伺っている。

【内田委員長】
税金が使われない段階で、取り下げたのは良かったが、数年協議したら、改めて事業として上がってくるのか。

【農政部農村計画課】
具体的なスケジュールは、改良区からは示されていないが、こういう話があったことから、関係者ときちんと調整し、完全に固まった後でなければならぬと考えている。年数だが、1,2年はかかるのではないかとと思われる。

【内田委員長】
きちんと時間をかけて、次は本当に要望が固まった段階で事業を上げていただきたい。
特に意見がなければ、当該地区の取り下げ報告を完了とする。

内田委員長担当地区（審議地区）

06-17 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）） 南中音更

【事務局（総合政策部計画推進課）】
(事業概要について、資料により説明)

【内田委員長】（審議ポイント）

それでは、当該地区を審議地区とした考え方について説明させていただく。この地区は、ご説明のあったとおり、音更町にあり、2次ヒアリングチームから意見が付いている。その一つが、新たな区画整理をする際に、暗渠排水を整備し、その落ち口を確保するために排水路の整備を行うが、それに対して排水路のほ場、上流側の効果も計上しており、そこがダブルカウントになっているのではないかという意見があった。今回のB/Cを見ると、効果の無いところも計上している感じになっており、これは農水省へ確認した結果かもしれないが、効果が無いようなところも入れて便益計算しているのではと思われる。

それと、もう一点だが、概要図にあるが、大区画化を図ると言っているわりに、小さい区画が散見されている。ここを実際、現地視察したところ、三日月のような細長いところが区画整理となっており、そのとなりに見える大きなほ場も同じ農家さんの所有ということで、そうであれば一体的に大区画化できるのではないかと考えていた。現場を確認したところ、このほ場の境目に高低差があり、そこで大区画化すると、費用が大きくなるということであった。現地視察の際には、この地区の期成会代表の農業者の方にお話を伺いし、恐らく、その農家さんは要望を出していたのではと思っていたが、そういった大区画化の要望はなかったという話であった。やはり整備するのでしたら大区画化が好ましいが、この三日月のような地形のほ場では、今後、もし農家さんが離農したときに、非常に狭く、大きい機械が入れるのか、果たして担い手さんへ引き継がれるほ場なのか？という印象を受けている。

次に補足資料2の最終ページだが、2次ヒアチームから指摘されていて、この地区に説明するのに追加要望が無いようにきちんと説明されているかに対して、その時は口頭で追加要望が出ないよという説明をされていると担当課からは回答があった。そこで具体的に確認するにあたり、その説明書類を見せていただくということで、冒頭の議事でもお示ししたが、当該資料の口2番目の「受益面積の変更には計画変更手続きが必要となります。」のところ、受益面積の変更が可能なような文言があるのに対して、農家さんには「追加要望は原則として駄目ですよ」という口頭説明しながら、この資料を出すと農家さんはどっちが本当か混乱するのではと思われる。

また、最初の話、受益面積の設定の方だが、担当課からは、ほ場の真ん中に分水嶺があるとして、今回の場合は専門家が現地を調査してこのように設定し便益が計算されているとのことであったが、その設定方法がまったく客観的でない。専門家が歩いて設定したという説明で、現場を歩いてよく分からなかった上、説明の資料もなかった。

以上、少し長くなったが、そういったよく分からないことがあり、審議地区としている。

【農政部農村計画課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【中前委員】

最後のところで説明のあった将来計画を含めた営農計画を考慮し、検討をお願いということの説明されるとのことだが、例えば高齢の方に、将来計画を含めたと言ってしまうと、将来を考えたなら難しいとなってしまう、消極的になり、躊躇する材料をこちら側で提供してしまうことになりかねないのかと思う。書き方について、伝え方が難しい印象を受けた。

おそらく、農家さんとしては、もちろん自分としてはやりたいが、長期的な視点で見たときに、自分が最後まで責任を持ってできるかどうか、先のことを見据えて考えたときに自分一人では無理となったら難しいと思われる。周囲の皆さんと協力して、地区全体を考えたときに、「将来的に全体としてはこうしていきますよ」というものが見えたら高齢の方も参加するとなるか、書き方、伝え方は検討の余地があると思ったので、意見として申し上げたい。

【内田委員長】

ほ場の小さいところであるが、そこは区画として一体化するような要望はあったのか。排水路の関係で無理なほ場もあるが、そういった検討はできるのでは。

【農政部農村計画課】

農家さんはそういった要望を上げていない。

なお、言われたところだけを単純に整備要望として取り上げているのではなく、周辺の農地と確認もしている。

【内田委員長】

むしろこちらから、一体化が良いのではと話できないものか、お金がかかりすぎるから難しいとの説明であるが、道営でやらないと農協とかでは難しいのではないかと。莫大なお金が必要だからこそ道、あるいは国営でやるのではないかという視点もあるかと思う。やはり普通に、要望が無かったということか。

【農政部農村計画課】

要望も無いですし、我々も地形条件などを確認して、農家さんにそのような確認も再三している。委員長のお話のように個人では確かに、極端に言えば自費で100%負担ということになるので、こういった道営事業として農家負担も少なくできるというところでの可能性はあると思われるが、農家さんとしては、優先順位とか、経済負担もあるので、最終的にはそこは選択しなかったと思う。

【内田委員長】

ここは現地調査に行ったので、対応していただいた農家さんから、追加要望はほぼないと断言されていたので、非常に丁寧に対応されているというのがわかって良かった。訪問する前に審議地区としまったのだが、現地で農家さんに説明いただいて、丁寧に対応されているなどは思った。

【千葉委員】

2点質問があるのだが、1点目は、今回、受益面積を変えたことによって、B/Cが結果、どうなっているのか、どのようになるのかというのが1点目。

あと、説明資料P16にある、今説明のあった修正案の下の文章を読むと、結局、排水路が変わろうが変わらなくても今の排水状況に、上流側のほ場は関係ないと読めるが、一方で、維持管理費節減効果は上流側も効果があるとなっているが、この違いがよく分からないので、説明をお願いしたい。

【農政部農村計画課】

効果の修正見直しについては、ここでは数字を記載していないが、今時点、この資料でオフィシャルになっているのは、1.70と算定し、記載しているところで、それに対して、見直したものはいくらかというと、1.58という数字を算定している。

P16の効果の考え方についてだが、結果的に、効果が発生する区域としては変わらないが、2つの作物生産効果と営農経費節減効果、これはほ場の湿害が発生していて、それを解消し、その効果が発生する面積といったところが、一番左のように高台だか、北側の方まで、これまで計算していた。一方でそこは実態を踏まえると過大に見過ぎなのではないかという指摘で、そこを見直したのが修正案として真ん中の区域に修正している。この区分の算定が変わったことで、1.70が1.58に変わってきている。一番右、維持管理費節減効果だが、これは湿害とかではなく、排水路

の維持管理にかかる費用について、もともと上流から、真ん中の絵では北側がなくなっているが、今回整備する排水路の上流、北側からも水がこの事業で整備する区域に流下しているため、その水を含めた維持管理が必要になり、その部分の維持管理節減効果として見ている。

今回の計画排水路の断面そのものは、上流域の高台部の方から入ってくる水も含めて断面が決まってきており、維持管理節減効果はその断面に応じて、必要な土砂上げだとか、草刈りの費用を計上している区域になるので、維持管理費節減効果について、発現面積は変動がないという趣旨を書いている。

【千葉委員】

地区外については、元々が無いのに変わりはないということだけでも、実際の排水に関しては、今回の整備によって多少なりとも排水の効果が、足りない部分についても上がったという理解で良いか。

【農政部農村計画課】

排水の効果そのもの、表現が難しいが、この流域の青い線の排水路には、上流部も含めて流れてきていて、流下能力そのものは問題がないということは説明のとおり。切深だけはこの区間で足りないということなので、上流域の排水効果が何かが変わるかというわけでは決していない。一方で、維持管理費では、この上流域を含めて流れてくる水を含めて排水路の断面を今回決めているので、そのような意味では、維持管理費は上流域も含めて効果が発現する。

【内田委員長】

理解が難しいところで、お話を伺っている。このエリアを設定しているのは、湿害があるところでエリアを設定しているような話が最初あったが、それと効果が出るエリアはまた別なのか。

あと、もう一つ、維持管理費節減効果が発現するエリアも別だと思うが、それが北側のほ場を含め一緒のエリアになっていて、かつ、そのエリアをどのように設定したかも、聞いていてよく分からなかった。そのようなエリアなのかなというのが、妥当とはなるが、客観性が少ない。

ただ、私としては、現場も見て、そんなに問題は大きくはないと思っている。

【柏木委員】

P16の図であるが、稜線をたどってとったエリアを対象としていたが、真ん中は、実際に暗渠工事をやるエリアだけが面的に排水効果が発揮できるとして、そこだけに限定した。右の図は、結局、水の流れとしては、あのエリアから間違いなく入ってくるから維持管理費節減効果を残したということでもいいか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【柏木委員】

ちなみに、暗渠排水はどのように入れるのか。どのように流れてくるのを設定して、どこの暗渠につなぐのか疑問。新しい明渠が、一度北に流れて、東に行って、南に流れている。そのようにわざわざ勾配をつけるのか。最初は北の方が低くなっているのか。

【農政部農村計画課】

(スクリーン(図面)で説明)

【柏木委員】

暗渠排水はどのように入れるのか。

【農政部農村計画課】

(スクリーン(図面)で説明)

【柏木委員】

P16の図は、結局、暗渠排水を行った区域に限定したということか、真ん中の修正案だが、そのような定義をきちんと示さないと、我々も理解できない。

それから、今後同じような事業があったときに、そのような判定する手法を言っておかないと、担当者によってまちまちになったら困るので、その辺は徹底した方が良いのではないか。

【農政部農村計画課】

繰り返しになるが、今回はたまたま切深が足りないというところだけだったものから、今回の修正案も湿害区域の範囲に、暗渠をやる範囲に見直したということで、これがもし、流下能力が足りないということであれば、上流側も湿害が発生するというので、集水面積イコール受益面積になったかと思う。

【柏木委員】

上流側は暗渠を入れない。だから外したという説明の方が単純で良いのではないか。今回は切深を深くしても、上流側は恩恵に預からないということ。

【内田委員長】

このエリアについて、誰が設定しても同じように客観的になっていることが必要。例えば、稜線とか、現場で説明を受けたときは、専門家はその辺を歩いてと説明されていたが、その前の事前ヒアリングでは、分水嶺で設定したと説明があり、言うことが毎回変わっている。エリアの設定によって便益が変わってくると思うので、客観的に設定されているはずである。私は稜線があったかどうかは、平らに見えていたのでよく分からなかったが、客観的な基準でエリアが決まっている、あるいはマニュアルではこのように決めることになっているなど、きちんと説明していただきたい。

【中津川委員】

まだ分からないが、維持管理節減効果がどうして出てくるのか。排水はあるのですよね、北側の上流側から。そうであれば、バックウォーターの影響みたいのがあるが、切り下げることによってそれが解消して、水が流れやすくなると思ったが、そうであれば湿害も防げるようになって感じるが。湿害は防げないが、なぜ維持管理節減効果が出てくるのか。

【農政部農村計画課】

排水路が整備されることによって、この排水路の断面というのは、上流側の集水区域も含めた排水路の断面を決定しているので、この排水路を今後、維持管理していくときには上流側の農地の方も一緒に管理していくということで、受益地ということで、上流側も含めている。

【中津川委員】

そうであれば、どうして湿害に効果が出ないのか。排水能力が上がるわけですよね。

【農政部農村計画課】

今の排水路が浅いが、断面は確保されており、流下能力が確保されているので、上流側の水は

流れていく。大雨時の被害は現状ではないが、ほ場の湿害を解消するためには、暗渠を排水路に落とすこととなるが、その落ち口に合わせて排水路を掘り下げる必要がある。

なお、ほ場に暗渠排水は、農地の地下水位を下げるために、管に穴が空いている。

【中津川委員】

それを見たからよく分からなくなったのだが、それであつたら明らかに効果があるのでは。排水能力を上げるという意味では、上流側も効果がある。暗渠じゃないかもしれないが、排水という意味では、要するにバックウォーターが解消するので、排水能力が上がると思ったが、そのような考え方ではないのか。

【農政部農村計画課】

そのような考え方ではない。直接、暗渠を入れるところは、このような湿害の解消効果を見ているが、上流側まではそれは見過ぎということであった。

【中津川委員】

不整合というか、どうして維持管理節減効果が出てくるのが最初分からなかった。

【柏木委員】

補足する。暗渠は、例えば畑作であれば、60cm まで地下水位を下げればいい。それ以上、下げる必要はない。それ以上下げて増収につながらないと言われている。上流側の方はおそらく地下水位はもう既に低くて、暗渠もいらないので、増収効果がでないのではないかと思う。より地下水位は下がるけど、それは効果として見られないということ以外はないか。

【中津川委員】

効果はあるけれど、維持管理費節減効果は出るということか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【中津川委員】

そこがよく分からなかった。

【農政部農村計画課】

維持管理費節減効果はあくまで、直接、排水路の断面に応じて草刈りや土砂上げに係る費用を積み上げるものである。新しい断面というのが上流域を含めた断面で決まってくるものから、維持管理費の節減効果が発現するエリアとしては上流域も含むことになる。

【中津川委員】

上流部は暗渠ではないですよ。深く掘り下げることによって、それで排水ができるようになるということですよ。それで、維持管理費節減効果が出るというストーリーと思うが。

【農政部農村計画課】

湿害が解消される効果と維持管理に係る効果の発現面積というのは異なる。

【中津川委員】

排水能力を解消しても湿害の解消にはならないということか。

【農政部農村計画課】

そのとおり。

【中津川委員】

そのようなことをはっきり説明してもらえれば、納得できる。

【内田委員長】

おおよそ議論は尽きたかと思う。説明がなかなか上手くできていないのは否めないが、事業自体の妥当性、必要性はあると思うが、如何か。

【各委員】

(異議なし)

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

厚井委員担当地区（専決地区）

06-16 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））網走藻琴第2

06-22 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））

端野豊北第3

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【厚井委員】（専決理由）

調書番号 06-16、06-22 について専決理由を説明する。

はじめに、06-16 網走藻琴第2地区（網走市）であるが、こちらは事務局から説明のあったとおり、畑作物の生産、振興及び改善等を図ることを目的としており、区画整理を行うことが主な事業内容となっている。事前のヒアリング時にほ場の写真を見せていただいて、確かに勾配があるような土地になっており、整備が必要と判断できた。ここについては、B/C 1.14 とやや低いが、工事内容を見ると、整地のほかに客土と除礫があるが、客土については、面積数 250ha 一律 10cm 程度と伺っている。これについては、地元の役場とも相談して、土取場を選定しており、この土取場で必要な土量をまかなえるということ伺っている。除礫については一律ではなくて、必要に応じて行うということで、これ以上、事前のヒアリングで受けた説明の中でコストが増えることはない判断し、専決とした。

続いて 06-22 端野豊北第3地区（北見市）であるが、こちら先と同様の区画整理を行うような内容となっている。必要性等もご説明いただき、特に問題が無く、B/C も 1.58 ということで専決した。

厚井委員担当地区（専決地区）

06-18 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））士幌川西東南

06-19 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））美生第2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【内田委員長】

続いて、私から説明する。調書番号 06-18 土幌川西東南地区（土幌町）であるが、これは区画整理を主に行う地区であり、区画整理の概要図を見ても、不自然に小さなほ場もなく、大規模化に資する事業であった。効果を見ると、B/C 1.4 ということで、十分高い効果があると判断し、専決とした。

続いて、調書番号 06-19 美生第2地区（芽室町）であるが、この地区は区画整理と畑地かんがい等を含む事業となっている。効果については、B/C 1.17 とそれほど高くはなく、かつ区画整理と言うことで、P83 の概要図を見ると、若干、小さい区画があつて、細長いようなほ場もあり、やや問題があるかと思っていたが、専決とした。

ただし、2次チームヒアリングから出た意見として、この地区では末端散水施設は毎年利用されていることが分かっているので、農家負担があつても、地区内の全域にそういった末端散水施設を導入した方が良いのではという意見があつたが、これは農家さんへ確認して要望が出てこないことを確認したので、今後、こういった追加要望が出てこないことを信じて、専決とした。

千葉委員担当地区（専決地区）

- 06-20 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））明倫新和
- 06-21 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））麓郷
- 06-23 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型））岩幌
- 06-24 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））南豊幌

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【千葉委員】（専決理由）

調書番号 06-20 明倫新和地区（幕別町）であるが、畑地の勾配修正、それから排水不良のための暗渠、除礫を行う事業である。概要図を見ていただくと、受益地が非常にまだらになっており、確認したところ、この地区は過去に3回、同様な整備を行っており、過去3回の整備箇所を色付けしていただき、この図に上塗りしていただいた。その結果、今回がその残ったほ場にほぼ該当するということで、概ね、きれいに埋まる形となり、追加の要望もこれでは出てこないのかなという判断をした。事業の選択に関しても、あまり代替案がないような状況であり、専決とした。

続いて、調書番号 06-21 麓郷地区（富良野市）であるが、これは今言った急勾配の修正、暗渠、除礫に加えて客土を一部、リールマシンの更新を含めた畑地かんがいがある地区。これに関しても概要図を見ると、先の地区ほどではないが、若干、まだらになっていたのもので、質問したところ、過去に1度、同様の事業を整備しており、その未整備部分を今回行うということであった。これも特段、代替案もなく、事業として適切と判断し、専決とした。

続いて、調書番号 06-23 岩幌地区（岩見沢市）であるが、これは概要図の赤い部分の幹線水路を整備するもの。これは昭和59年に整備したもので、下流部分の赤の点線になっているものについては、今回は整備しない。この部分は前回、同時に整備したとのことだが、ここに関してはまだ、漏水等が発生していないとのことから、上流部分の赤実線のみを整備。揚水機場についても、更新が必要であることから、併せて整備ということになり、これも代替案がないものと判断し、専決とした。

最後に調書番号 06-24 南豊幌地区（江別市）であるが、これは水路の幹線ではなく、いわゆるパイプライン部分、概要図の赤い実線部分となる。先ほどと比べて、距離辺りの単価が安い、こちらは支線ということで、管径が小さいことで大きく単価が違うということであった。概要図の下部分も今回整備するのか質問したところ、この下の部分は南幌町にあたり、行政単位が違うことから、整備するとなれば別地区になるという話であった。これについても B/C も確保されていることから、問題は無いものと判断し、専決とした。

渡部副委員長担当地区（専決地区）

06-25 道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））新沼3

【渡部副委員長】（専決理由）

調書番号 06-25 新沼3 地区（新篠津村）であるが、こちらの事業、以前整備されたのが昭和 49 年から 52 年と 40 年以上も前の整備とのことで、排水機能が悪くなっている、あるいは区画整理がされていないので、非常に効率の悪い状況になっていることから、大規模化を進めるということであった。パイプラインによる用水施設の整備ということで、概要図を見ていただくと、この地域で順番に整備されてきており、今回がこの地区とのことで、細長いほ場が一部あるが、水の権利といったもので、そのようなほ場が決まってきた経緯があるとのこと。なお、B/C が 1.27 と十分な数値であるが、やや低い理由として、用水路が長く、揚水機場が高い費用であるとの説明であった。なお、事業としては特に大きな問題も無く、これもきちんと進めるものであると判断し、専決とした。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

これら 9 地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

全員評価地区

06-28 道営土地改良事業費（草地畜産基盤整備事業（草地整備型（公共牧場整備事業）））

樺岡第 2

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【農政部農地整備課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【千葉委員】

質問だが 2 点あり、1 点は説明資料の P18 の預託希望が 320 頭だけでも計画頭数では 250 頭という説明であったが、そもそも、現状の牧場の状況を勘案して 250 頭がマックス、これ以上は受けられないという判断だったのか、それと、250 頭と 320 頭の間についてはどうするという判断がされたのか。

次に説明資料の P6 のアウトカムのところ公共牧場の草地管理に係る年平均労働時間の削減という効果があるが、こちら、現地に行ってお伺いさせていただいたところ、草地管理は稚内市が公共的な団体かと思うが、委託をして実施しているとお伺いしている。これは完全に業者の労働時間が短くなるという理解でよろしいか。もしそうであれば、それを事業効果にどういうふうに反映させているのかここをお伺いしたい。

【農政部農地整備課】

まず、320 頭の預託希望があり、250 頭で設定しているが、70 頭が溢れてしまうということだが、溢れる頭数が育成牛 20 頭、哺育牛 50 頭が要望に応えられない状況となっている。哺育牛の頭数、各農家で 50 頭のところは飼育していただくこととなった。また今回の 250 頭規模というのは、やはり、牧場の草地面積とか、これからの運営を考えていった場合、宿舎を 2 棟にするとか 3 棟にするとか、色々な総合的判断から 250 頭というのがマックスの数字として、考えたので、地区としては、250 頭をもとに整備とし、この頭数で完了まで道営としての対応をしていく判断で計画している。

二つ目、公共牧場の草地管理に係る年平均労働時間だが、こちらの数字については、公共牧場の草地の飼料管理についての節減を表しており、事業効果の方にも、牧場を整備したことによる効果として、営農経費節減効果で反映させている。

【千葉委員】

外部に委託した場合は、時間が減ることによって、委託費が変わるというなら分かるが、そう
いうことか、節減効果というのは単に時間が減ったから、その分、委託費がかからなくても節減
効果になるということか。

【農政部農地整備課】

公共牧場自体の効果として、算定している。

【千葉委員】

それに対する委託費を見直す、見直さないというのも別な話ということか

【農政部農地整備課】

委託費をここでは反映していない。

【千葉委員】

了解した。一番目の説明だが 250 頭に対して、農家さんからそれ以上の要望があった場合には、
具体的にはどうやって選別するか

【農政部農地整備課】

250 頭計画だが、農家さんからその頭数を入れて貰わないと牧場の経営が圧迫する。今回、主に
哺育の小さなミルクを飲む牛だが、そこを 100 頭要望のところをまず、50 頭ということで、残り
の 50 頭を我慢してもらおう。やはり、各農家さんで余力のあるところは、自分のところで哺育して
くださいということで、例えば 10 頭要望するのだが、そのうち、7 頭は面倒見るが、3 頭は自分
で面倒見てくださいとか、そのようにして、牧場の人員とか、経営から考えて、哺育の方は 50 頭
の計画をするとの決定をした。

【千葉委員】

要は、農業者の状況に応じて、皆に均等に負担をお願いするという形の理解でよろしいか。
また、2 番目の説明も、出し方としてもそういう設定になっているということか。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【厚井委員】

それぞれの農家さんの均等に負担ということで、我慢していただくということだが、説明資料
P18 の⑤「関係者への最終確認」とあるが、この関係者間で既に確認済みなのか、それとも、今後
も協議が必要なものか。

【農政部農地整備課】

地域の営農を一番理解している各農協の方々にも話をし、若手の後継者は我慢できるのでは
ないかというところで、既にこれも解決している。

【渡部副委員長】

直接、これらの計画と関係するかは分からないが、今、新たに 250 頭、牛舎の使い方を変えて、
現況と連続性があるようにつ、新しい施設が使えるようにということで、考えられているか
と思うが、例えば、コロナ禍もあって牛乳が余っている状況、牛の頭数を調整するとか、過去にも
牛乳が余っているようなことがあったかと思うが、そういうときの状況とは、この公共牧場、昭
和 55 年からということで経験されているところだと思うが、どういう調整・対応を取られてきた
のかご存じであれば、お教えいただきたい。

【農政部農地整備課】

牧場の方も、各地域で稚内市の農業者だけが入るわけではなく不足するときは、隣の町村とか預

かって埋めていくなり、各牧場の経営努力をしていると聞いている。320 頭を 250 頭に絞ったというのも、聞いたときは増やせ、増やせの時期であったので、子牛の方も増えていくわけだが、やはり増やしてすぐ乳が出るわけではないので、今後の計画として哺育の方も減らしていくということも考え、今回 50 頭にしたというところである。今までもここの牧場では、ずっと増えている傾向にあるが、人気の牧場と不人気の牧場もあり、現在の計画を見ても預託牛が十分に入っていない牧場もあり一概に言うのは難しい。

【渡部副委員長】

この牧場は順調に増えているが、増えるということを見越して全部受け入れるという体制にしないで、ある程度絞っている。もしも、これが一杯になったときは、また新たなことを地域として考えなくてはならないかもしれないが、現況としてはこのプロジェクトは絞った形で運営していくとの考えですね。

【農政部農地整備課】

そのとおり。

【中前委員】

疎水材だが、ホタテを使うことで 800 万円の削減になると調書で書かれているが、この地区以外では妥当なものを使っているという趣旨で書かれていて、ホタテを使って費用が安くなるといったところまで書かれていない。整理番号 22 の地区では木質チップを疎水材に使用、その前の整理番号 16 の地区では、疎水材はホタテの貝殻と書いてあるが、コスト削減の取り組みは「特に無し」となっており、これらの書き方の揺らぎが気になる。

コスト削減の取り組みがホタテを使っても「特になし」の地区もあれば、今回のように 800 万円の削減になると書かれている地区もあるので、今後、書き方の統一をお願いしたい。

【事務局（総合政策部計画局計画推進課）】

コスト削減については、事務局としても記載の考え方や基準を統一するべきという認識を持っており、マニュアル上でそれらを整理させていただき、今後そういった齟齬がないようにしたい。

【内田委員長】

それでは当該地区の対処方針だが、特段、大きな問題は無いかと思われるので、事業要望を行うことは妥当としたく認めたく思うが、如何か。

【各委員】

（異議なし）

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

内田委員長担当地区（専決地区）

08-01 道路改築事業費（道路メンテナンス事業費補助）上庶路庶路停車場線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【内田委員長】（専決理由）

私からご説明する。P107 の評価調書 08-01 上庶路庶路停車場線地区（白糠町）であるが、この跨線橋は昭和 43 年に作られており、既に 54 年が経過、老朽化対策が必要となっている。こういう状況から、B/C による評価を適用しない事業となっている。もちろん必要性も高く、交通量も比

較的多い道路であるので、事業の要件として、すべて満たされていると判断し、専決地区とした。

中前委員担当地区（専決地区）

08-02 道路改築事業費（IC アクセス道路等補助）（仮称）共和北インター線

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【中前委員】（専決理由）

調書番号 08-02（仮称）共和北インター線地区（共和町）であるが、ここで概要図を見ていただきたいが、後志自動車の延伸に伴い、これから国が主体となって整備していく予定の中、共和北 IC（ハーフインター）、泊村の市街地から、小樽方円に向かうインターチェンジを整備する内容となっている。当初これを見たときに仁木南 IC と共和 IC と距離が近いのと、時間短縮があまりならない印象を受け、検討いただくよう話をさせていただいた。後日、担当課が再説明に来られ、そこで改めて詳しく聞いたところ、時間短縮としては、この共和北 IC が整備されることによって、国道から仁木南 IC に行くよりも 4 分短縮との説明を受けた。実際にはその 4 分が、長いのか短いのかと言えば、それほど、大きな短縮となる印象は無かったが、隣接する国道 5 号線が冬になると坂道でトラックが走行できなくなることがあり、急な災害の時、国道 5 号線が不通になってしまうと泊村から小樽へ抜けられない可能性がある。必要性・緊急性という意味では非常に重要なインターチェンジになるということを知り、納得したところである。

なお、ハーフインターが 10 億円とのことで、やや割高なイメージがあったが、ここについても、現時点では最大限の要望で計上しており、金額が今後、下げられる可能性がある。また、現時点では必要性も十分にあり、構造上もコストのかからない形で整備をするということであり、実際、後からインターチェンジを作るとなれば、費用がかなり高くなるが、本線と一体化で整備することによって、事業費を抑え計画段階の中で必要性の高いハーフインターを作るのは重要と判断した。

また、B/C も 11.5 と非常に高いが、実際、高速道路を作ることで泊から小樽へ向かうところの走行便益が上がってくるので、それにより大きな B/C になっているということもお伺いしている。ハーフインターを作るだけの B/C だけではなくて、これら整備全体を通して計上していることが納得できたことから、本地区を専決とした。

【内田委員長】

これら 2 地区の対処方針だが、特段、大きな問題は無いかと思われるので、事業要望を行うことは妥当としたと認めたく思うが、如何か。

【各委員】

（異議なし）

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

これら 2 地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

中津川委員担当地区（審議地区）

08-03 広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金） 雨竜川

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【中津川委員】（審議ポイント）

はじめにこの雨竜川であるが、非常に長い河川、事業費も他の地区と比べて一桁違い 330 億円ということで、特にこの工事費の内訳を見ると、護岸延長 32.8km で 107 億円、事業費の 1/3 くらいを占めている。本当にこれほど護岸が必要なのかということをも私も気になり、担当課から事前説明を聞いていたが、まだまだ見直す余地があるのではないかと、過大に護岸を計画しているような場所もあるのではないかとということである。後ほど、担当課より説明いただき、皆様にもご判断いただきたいという話と、防護対象ではあるが人家がそれほど多くなく、そば畑が多いという本地区の特徴である。全国的なブランドである幌加内そばということで、そこを守るという部分の必要性について、そば畑を守るために非常に曲がりくねった河川に対して、綿密に護岸を整備するやり方がいいのであろうか。一応、私の方として、河川工学的には色々確認させていただいたが、委員の皆さんからは、別な視点からも意見をいただければと思った次第である。

【建設部河川砂防課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【中津川委員】

今の説明で補足したい。雨竜川の改修コンセプトだが、P13 に断面図があるが、目一杯、川幅を広げ、ある程度掘って改修することとなる。これだけ流下能力が確保されているのなら、護岸はいらないのではないかとと思われるが、築堤も整備するので築堤が洗掘されるような場合には、やはり護岸が必要ということである。もう少し高水敷、河畔林を残すような掘削の仕方や山際を掘削するなど、川幅を広げて余裕を持たせるよう護岸が必要ないような対処ができないのかということ、出された案が先ほどの P17、P18 のようなものになる。こういった箇所がまだ他にもあるのでないか、コストを減らせるのでないかということである。そういう私の河川工学的な視点だけでなく、もう少し「こういうものを考えればいいのではないか。」というところの意見をいただければと思う。

【内田委員長】

私から確認。護岸延長の考え方だが、例えば、37.8km に対して、護岸延長が 32.8km ということだが、片側若しくは両側の延長なのか。

【建設部河川砂防課】

片側による延長であり、例えば農地や堤防が近いなどの理由になる。両側に護岸が必要な箇所もある。

【内田委員長】

フルで護岸を整備するとしたら、だいたい 80km に対して、32.8km ということで、半分以上ということではよろしいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【厚井委員】

P12 の流下能力図だが、例えば KP35.2 の場合、水色のところが現行の流下能力ということでよろしいか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。例えば、大きく見えるところは、山が迫っているなど図の上側が右岸側、下側が左岸側、それぞれの側で評価した数値となっている。青い部分は余裕があり、逆に白い部分は、それが狭いという評価になり、高さが足りなく川が溢れてしまうということである。

【厚井委員】

例えば、KP35.2では左岸側が下まで伸びていて、2,000 m³/s 近くあるように見えるが、これは流量が呑めるということではないのか。KP35.2、KP44.7でもいいが、この辺りは左岸側がかなり流下能力ある。

【建設部河川砂防課】

反対側（右岸側）ですと、高さが不足していて氾濫してしまうというような場所と言える。片側は高い山になっていて余裕があるとしても、反対側を見ると高さが足りていない。計画の流量は緑の線になるが、それに対して、このあたり能力が足りていないというものを示す図となる。

【厚井委員】

単純に左岸側だけで呑めるものではなくて、左岸側と右岸側で分けて考える必要があるのか

【建設部河川砂防課】

そのとおり。高さなどで評価して、例えば、こちらが高い山となっていて、対岸側が低い箇所もあるということである。

【厚井委員】

例えば、同じKPの右岸側の流量と左岸側の流量では、どうやって出されているのか。

【建設部河川砂防課】

高さの評価になるので、半分ずつというより、高さ的にどうかというものを示すものと考えていただきたい。例えば堤防高が不足しているようなイメージとか、もっと掘削しないと器が足りないというようなイメージになる。

河川によっては、河川を掘削したりして済む場所もあれば、その辺の高さは河川によりけりで、この河川ではあまり掘り込むことができないので堤防を盛ることにより流下能力を確保している。

【厚井委員】

KP35.2はいずれにしても呑めない。ここでは700 m³/sは呑めないということか。

【建設部河川砂防課】

そのとおり。

【厚井委員】

この場合は右岸側だけを何らかの対応をするということに理解した。また、土砂掘削がかなりあるかと思うが、土捨場の確保はされているのか。

【建設部河川砂防課】

土捨場については、地元と協議中である。この周辺はあまり受け入れ地が無く、例えば、農地にかさ上げ等のご協力いただけるようであれば、残土処理のコストも低くすることができる。現時点では、それら詳細について地元と合意形成を図っていく段階にある。

【厚井委員】

コストとして運搬費がかかる部分と思うが、現状ではどのように計上しているのか。

【建設部河川砂防課】

基本的には堤防に流用する考え。また、近くに協力いただける箇所が何か所かあると聞いており、そういったところでコストをはじいているが、現在、地域と打ち合わせ中である。

【厚井委員】

この約37kmの区間で掘削した土砂は、運搬費を含めて、すべて処理するコストを計上しており、これ以上増えることはないということか。

【建設部河川砂防課】

減らしていく方向で考えている。主に護岸工、さらに残土処理も減らしコスト縮減を図っていきたく思う。

【内田委員長】

便益についてだが、被害を受ける家屋数24戸から0になって、農地は496haが0になっているが、これら効果を分けるとしたら、農地の割合はどれくらいになるのか。

【建設部河川砂防課】

詳細は分からないが、農地の割合がかなり高い。

【内田委員長】

家屋数が24戸だが、それがどれくらいの効果なのか。

【建設部河川砂防課】

詳細を答えられませんが、農地の割合が高い。

【内田委員長】

基本的に、このような河川のそばに（家を）建てられるのか

【建設部河川砂防課】

川からの高さも関係する。

【内田委員長】

そういった方々はだいぶ高齢化が進んでいるのか。

【建設部河川砂防課】

資料までは用意していないが、そういう傾向があると聞いている。

【内田委員長】

この事業が終わった後からの便益、事業途中からの便益、着工したら徐々にやった分だけ便益が出るかと思うが、どのように計算しているのか、完成してから50年なのか。

【建設部河川砂防課】

恐らく5年ずつ再評価を受けていくこととなるかと思うが、その時点での評価をしていくことになる。また、その時点での家屋や農地面積を踏まえて便益を算出、コストとしてはそれまでの発注額を踏まえて再算出することとなる。

【内田委員長】

書いていますね。整備期間+事業後50年で、80年くらいか。整備期間は何年か。

【建設部河川砂防課】

約25年。

【厚井委員】

上流の雨竜川ダムにおいて洪水調節機能を国が整備することだが、洪水調節機能が働くこととなれば、現在の計画流量からさらにカットされるのか。

【建設部河川砂防課】

カットされた後の流量できちんと流れるような器を私どもが整備していくイメージ。もともとは発電ダムであり、洪水調節機能は無く、国の方でダムをかさ上げして、洪水調節容量を設定し、その計画における流量で、安全な器となるように道の区間で整備していく。また、その下流側は国で改修することとなる。

【厚井委員】

洪水調整機能を持たせれば、今、仮に最下流で1,000 m³/sであった流量を落としていけるのか。

【建設部河川砂防課】

そうではなく、調節後において、この計画としている。

【厚井委員】

了解した。

【柏木委員】

この河川、大曲地区なんかは、遊水地にした方が良いかと思われるが、そういう発想はないのか。

【建設部河川砂防課】

この地区の基幹産業がそばであり、そば畑が広がっている箇所である。地元としては何とか農地を残してほしいとの意向があり、基本的には河道掘削で対応したい。

【柏木委員】

当初から遊水地という計画、発想はないのか。

【建設部河川砂防課】

比較検討はしているが、貯める容量を検討した結果、かなり広大な面積が必要であり、また掘削量がかかなり出てくる。試算ではそのようになっており、地元の意向を踏まえて河道掘削でいきたく思う。

【柏木委員】

了解した。

【渡部副委員長】

そば畑が広大に広がる地域であり、国内でも有名なそばの産地かと思うが、一つの河川が入ると 100 m³/s ずつ増えるようなイメージで描かれているが、それを全部受けても既に改修された地域、幌加内町の中は P12 の図を見ても十分な流下能力があるということとなっていて、今、目指すのは周辺に遊水地など作れないので、緑の線を超えるような流下能力にしないといけない。冒頭で中津川委員に言われているように、それをまじめに全部やるのかという話かと思うが、実際に写真などを見て、例えば P16 の周辺の土地利用を見ても、遊水地などは本当にできない、余裕がないのかという話ですよ。あるいは P18 とか、そば畑であることは分かるし、有名なそばの産地というのも分かるが、本当に土地が余っていないのか、ちょっとした工夫で、もう少し余裕が出てくるのではないかなという気もするが。

【建設部河川砂防課】

中津川委員が仰っていたことは、護岸を少しでも削減する工夫であり、流量として何とか緑線の部分までは、早急に確保していきたい考え。先ほど申し上げたが、遊休地はあまり無いと聞いている。仮に遊水地を作っても、かなり大きい規模となる上、地域への影響が大きい。私どもとしては、地元の要望を踏まえて、河道掘削としたい。

【渡部副委員長】

地元の意向もあるので、「簡単にここは溢れるからね」というのは、なかなか、できないかと思う。護岸にするというのは一つの考え方として、整理する必要があると思うが、護岸延長を少しでも減らすとなれば、例えば P16 のところでも、河川が湾曲しているのであれば、遊水地のようにになってしまうが、護岸を短絡的に作り、川に沿ってではなく短くするかが考えられる。「そんなこともやらなくても全部、護岸を作ればいいのでは」との話があるかもしれないが、とにかく護岸が長く、河川がよく曲がっているものに忠実に護岸を整備することがいいのか。それと土地がすべて畑で、その作物がそば、水を被るとその年のそばはすべて駄目になるかと思うが、そのあたりの兼ね合いで、本当に延々と護岸を整備するのがいいのかというところが、疑問に思うところである。

【建設部河川砂防課】

ご意見を踏まえ、極力、護岸についてはコストを下げるよう工夫して参る。
なお、河川は元に戻る傾向があり、ショートカットは難しいところでもある。

【渡部副委員長】

河川自体は今のままでいいが、護岸を変えればよいかと。

【建設部河川砂防課】

護岸が必要な箇所、例えば P16 だと、こういうところは保全対象もない状況。余裕のあるところは護岸を張らないように考えている。構造物まわりや農地、堤防の位置に近かったりするところは護岸が必要であるが、内カーブでも掘れる可能性のあるところは張らなくても良い場合があるので、その辺を詳細設計して検討していきたいと思う。

【渡部副委員長】

護岸を実際に張らないで、流量を確保できるように掘る。ただし掘ったところで土が出るので、その土を何かに使わなくてはならない。しっかりと計画をたてて、やっていくということかと思

うが、ここの河川の掘削土が堤防に適しているのか。

【建設部河川砂防課】

場所によって土質試験をしてみないと何とも言えない。いまのところは流用することを考えている。

【渡部副委員長】

使えない場合、使えるようにするため、どんな改良が必要なのか、お金がかからないようしなくてはならないので、結構、検討することが多いなというイメージである。それだけ、期間も長く検討する時間はある。しかしマスタープランはしっかりと作っていた方が良い。

【建設部河川砂防課】

コストの意識は強く持って進めたく思う。

【中津川委員】

ご意見いただいて良かった。柏木委員、渡部副委員長の話、私は真っ先に思ったところである。P17、P18の代替案は、そういうのができず、やむを得ず考えたもの。そもそも論で、遊水地やショートカットなんかも、できないと言うが、石狩川は既にショートカットで河川改修しているので、蛇行した河川をそのまま残して、延々と護岸を張ることが本当にいいのか、私はまず思ったところ。どうしてもやむを得ないという場合におけるP17、P18の代替案の話であり、見直したらコスト削減の余地というのはまだまだ出てくるのではないかと思われる。遊水地においても、地域調整が大変だが、やりようがあるのでないか。しかも何十年もかけて、委員長が言われたように効果発現だが、このそば畑に対する効果発現がいつになるのか、下流から改修していったら、遠い先になるのでは、その辺はどうか。

【建設部河川砂防課】

改修の順番についても、例えば、上流の市街地や流下能力が著しく低い箇所から優先して整備を進めていきたいと思う。

【中津川委員】

精神論としては分かる。ただし具体論として、まだまだ、見えないと思う。

【建設部河川砂防課】

地区としては、朱鞠内や大曲地区を先行したく考えている。

【中前委員】

そうすると今、事業費として挙がっている金額がこれから詳細に調査をして、計画を立てていく中で、減っていく可能性があると思うが、その具体的な金額として出せるのはいつか、ちょっとずつやってみないと分からない、全体として進めていかないと見えないとなると、この事業費は何を根拠に出しているのかという話になってしまう。その辺りがもう少し、具体的に計画と金額に乖離が無いような形で出せないかと思ったが。

【建設部河川砂防課】

少し時間がかかるかと思うが、私どもとしては、必要な箇所をすべて積み上げているが、これから実施に当たって、詳細の測量や環境調査をし、保全する対象箇所が変わって、その中で護岸の配置計画を見直していけるかと思う。現時点ではこの金額で、コスト縮減を図っていくことで

お願いしたい。具体的な設計を実施し、地元と協議を個別にしていけないと決まっていけないのが現状である。現時点では必要な箇所を考えており、今後、縮減するように努力していきたい。

【中前委員】

そういう意味で恐らくこの計画が提示されたときは、フルマックスで積まれていたのかと思うが、今日の議論でできるところの計画を変更していくというのがあれば「ここはカットできそうだな」といったところは、見えてこないのか。

【建設部河川砂防課】

今後の再評価でお示ししていく形になる。

【内田委員長】

中前委員の指摘は非常に重要。ここに出てきている護岸延長 32.8km、もちろん、予算がついてからの詳細設計、測量というのは分かるが、今分かっている情報を踏まえて、これが最善ですよというところを出してもらって、そこを審議する場になる。32.8kmの妥当性がほとんど説明されていなくて、「この事業を認めてもらったら、詳細設計の段階で減らします。」という部分を議論する場では無いと考えている。

ここでディフェンスしてほしいのは、32.8kmというのは、細かいところも全部見て、今分かる状況、情報の元でこれがベストというところと言えないのか。もちろん、詳細設計をしてみないと分からないが。

【建設部河川砂防課】

現時点では、道路や堤防の防護、水衝部を踏まえて、必要な箇所を積み上げている。

【内田委員長】

他の代替案も検討して、これがベストか。

【建設部河川砂防課】

現時点ではそのように考えている。

【厚井委員】

掘削が 37.8km、いわゆる全区間掘削、これは流下能力の確保のための掘削なのか。流下能力図を見ると例えば KP19.7 とか、吞める箇所があるかと思うが、そういった精査はされていないのか。

【建設部河川砂防課】

断面等から検討しており、例えば、一連で河川の縦断を通す必要があることや横断的な計上を踏まえて、全区間を掘削計上し、その中で余裕のある部分も若干はあるが、掘削延長としては全区間旗揚げしている状況である。

【厚井委員】

もう少し精査いただきたいが、この掘削工も全て必要なのか。掘削工も減るような気もするが、吞めるところまで全部やっているように見えてしまうので、そのあたり説明がほしい。

【建設部河川砂防課】

詳細の図面を持ってきていないが、縦断的な通しや横断的なものもあり、掘削をしたり、堤防を通したりとか、基本的に土工は一部やらなくて済む場所もあるのかもしれないが、基本的には

全区間掘削や盛土をすることで計画している。

【厚井委員】

流下能力図で、流下能力が足りていないということか。赤い区間が計画区間だが、例えば、KP19.6とかはどうか。

【建設部河川砂防課】

わずかに足りていない部分があり、その下流だと十分に足りており、改修は行わない。

【厚井委員】

KP20.6あたりは足りているのでは、右岸も左岸も両方とも緑線を越えている。

【建設部河川砂防課】

どちらかと言うと足りていない。

【厚井委員】

この区間前後も 37.8km 区間はすべて流量が足りていないということか。

【建設部河川砂防課】

基本的には足りていない。足りている部分については、改修しなくても良い場所を設定し、雨煙別地区と添牛内地区の間については改修不要区間と考えている。

【厚井委員】

もう少し精査できそうな気がする。

【内田委員長】

今、お聞ききしていると、余裕のある場所もあるが、全区間でやりますというのが前提にあり、委員の皆様への指摘に対して、余裕のあるところも、途切れ途切れになるところも一緒にたにやっているように思われる。

【建設部河川砂防課】

場所によってはそういう場所も出てくることがあるかもしれないが、ある程度、断面を通していくことが必要であり、もしかしたら、余裕があつて、十分に広いところがあるかもしれないが、現段階では掘削工の延長に含めている。

【内田委員長】

やらなくていいところも掘削するのか。

【建設部河川砂防課】

十分に断面として余裕があればしない場合もある。

【内田委員長】

それは、今の状態で分からないが、その辺、もう少し精査できるのでないかというのが厚井委員の発言では。

【建設部河川砂防課】

細かくはこれから検討して、詳細設計をしていく。現段階では、お示しできる範囲での調査、検討で積み上げている状況である。

【厚井委員】

例えば、この添牛内地区の最初の方、KP14.5～15.5 くらいは如何か。呑めそうに見えるが。流下能力を縦断的に確保するのは重要だが、呑めそうな印象がある。

【内田委員長】

これで判断できる図にしなくてはならない。厚井委員も言うようにここは1、2km くらい短くなるのでは、もうちょっと精査できるのではという話である。

【中津川委員】

測量データとかあるのか。測量データをもって、流下能力が足りないところの話をすべき。

【建設部河川砂防課】

その中で必要な検討をしている。

【中津川委員】

その説明で委員皆様が分からない状況である。そういうところ、資料・データがあるのだから、そこを示せば問題ないかと思うが。流下能力が明らかに緑色の線と空白の部分が足りない部分だから、それを埋めるための掘削をやりますというのが一番、すっきりする。そのように言えないのか。

【建設部河川砂防課】

基本的には、掘削はすべて実施したいというところで説明していたが、流下能力図のところを説明すると、添牛内地区の疑問部分については、既改修区間で上流部 9.7km あり、そこからすり付けるように下流に向かって伸びていくようなことで考えている。

ところどころ、流下能力があるように見えているが、例えば KP19.8 については支川が入ってきており、部分的に広く、断面が流下能力的に評価できる部分になるが、本川としては、流下能力が不足といったところであり、支川を超えて、改修していきたいという状況。とびとびで流下能力、左右岸、飛び出ているが、部分的に山付であるとか、地形上で高いところがあり、部分的には流下能力があるように見えるが、基本的には縦断的に断面を通し、改修を実施していけば、流水としてもスムーズに解消できると考え、全区間の掘削をかけていきたいというのが現時点での計画となる。

【厚井委員】

今のご説明でチェックされているのは分かったが、その根拠となる資料を見せていただきたい。

【渡部副委員長】

流下能力図だが、局所的に能力があるところは山が迫っているところとの話だが、逆に流下能力のない場所というのは、例えば、計画では $700 \text{ m}^3/\text{s}$ 流れなくてはいけないというところでも、現状では $100 \text{ m}^3/\text{s}$ とか $150 \text{ m}^3/\text{s}$ しかないということだが、実際、雨が降って、 $150 \text{ m}^3/\text{s}$ くらい流れるということがあると思うが、間違いなくその箇所は洪水となるのか。

【建設部河川砂防課】

過去の洪水ですが、先ほどお示しした大曲地区の赤の部分が平成 26 年の雨で氾濫している。

【渡部副委員長】

平成26年の雨が、どのくらいであったかの説明がなかったかと思うが、この前の令和2年の雨だが、雨による流量はどれくらいでこうなったのか？現行の能力がなく溢れるというのは明らかだが、その状況としてどのくらいでこうなったのか。

【建設部河川砂防課】

過去最大の流量が平成26年、目指す計画流量が流れている。

【渡部副委員長】

それで溢れたというのは、明らかに分かるが、もっと小さい流量、能力で150 m³/s くらいの場合で雨の流量200 m³/s でどれくらい溢れたのか、能力的には限界ですよ。極端な例でなくて、少し能力を超えた時点で溢れてしまう状況をこの流下能力図は示していると思うが、その状況が分からない。

【建設部河川砂防課】

質問が難しいところだが、一番、流下能力が不足している箇所が、大曲地区、こちらが大曲地区の起点部ということになっており、見てのとおり堤防が無い状況、河道も狭いという状況を踏まえて、このあたりから流下能力図のとおり、このような状況が続いている。お答えになるか分からないが、平成26年、令和2年での洪水だが、大曲地区がかなり溢れたということとなっている。水害リスクとしては、引き続き、現状では高いといったところである。

【渡部副委員長】

例えば雨で200 m³/s 流れてきたとき、この地区でどのあたりまで氾濫するのか、流下能力を超えているのですよね。

【建設部河川砂防課】

たまたま、この大曲地区だが、国道275号が高いというところで、氾濫としては、下流に向かって農地氾濫が抑えられている状況かと思われる。

【中津川委員】

そうではなくて、流量の記録はないのか。過去の流量データと突き合わせれば分かるのでは。渡部副委員長が言っている200 m³/s の時に氾濫している、していないのが分かるのでは。それを示せば良いのでは。

【渡部副委員長】

目標としているのは、最大の大雨であり、計画流量に合致することかと思われるが、整備されるのはかなり先の話。現状でこれだけの能力があったときに、流量が200 m³/s、300 m³/s 来たらどれくらい溢れた状況になるか知りたいということを聞いている。緊急性があるとの話だが、極端な場合の例だけでは、確かにそうだが、日常的に例えば、年1回くらいの大雨でも溢れるなら、どれくらいの氾濫が感覚的に知りたくて質問している。

【建設部河川砂防課】

今、お示しできる流量データを持っていないが、過去の浸水実績では、平成11年や12年、4年が該当する。データがなく申し訳ないが浸水実績はある。

【渡部副委員長】

記録があるなら、そういったデータは提供していただきたい。

【内田委員長】

大分、時間が押している。中津川委員としての意見は如何か。

【中津川委員】

皆さんの意見から言うと、「このまますんなりいいです。」という話にはならない。精査して具体的な話をコストの部分とかを示していただかないと駄目ではないかという気がする。

【内田委員長】

そういった感じと思われる。このまま妥当と認めるのは難しいかと。

継続とした場合でも審議する機会はないか。このまま妥当と認めるような材料が出ていない感じであるが、継続審議とした場合、事業計画に影響でないよう再審議できるようなスケジュールは可能か。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

来週 26 日が北海道政策評価委員会、その間に議論していた内容をお答えできるか、現行計画のコストの積み上げ、過去流量に対する被害になるかと思うが。

【建設部河川砂防課】

実施に当たって、検討していく際に、試算してどれくらいコストを縮減できるかという課題だが、それについては、概算になるが地元の合意が得られたという仮定に基づいて、それぞれ試算することは可能である。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

現行の全体事業費 330 億円があって、それぞれ主要な工種の延長距離があって、まず、それが合理的に説明していただく必要があるというのが、委員からの意見かと思うが、コスト削減できるからというのではなくて、330 億円が合理的に妥当という説明をいただく期間として、来週の中まで大丈夫か。例えば、現計画の護岸は 32.8 km よりも短く、掘削工の延長が計画延長と同じ距離ではないのではというイメージを委員は持っている。

【内田委員長】

ここを出てきているのが、合理的に説明されていないので、判断ができないということであり、改善できるのであれば、来週の中までに、審議方法としてメール審議とか、できる方向で検討いただきたい。

【中津川委員】

来週の中までに本当にできるのか、流下能力が足りないところは、改修が必要だというのは分かるが、それ以外の箇所も改修する必要があるとのこと。それを細かいところを出して説明していかなくては駄目で、この期間でできるのか。

【建設部河川砂防課】

今、ご指摘ありましたところ、地域と打合せしながら、考えていかなくてはならない面があり、今のところとして必要な箇所を積んでいる。

【中津川委員】

一番、納得できないというところは、流下能力が足りないところに護岸や掘削が必要という理屈だけならば、護岸や掘削の延長はここまでいらぬのではという話。それ以外、流下能力があっても合流点やすり付けが区間あり護岸や掘削が必要、そういう部分をきちんと納得できるように説明材料を用意できるのかということ。

そういうことから過大に延長を算出して、ザルではと思われているのでは。そこを1週間以内で用意できるのか。

【内田委員長】

宿題の量と残っている期間を考えると厳しいかと思われるので、かつ次の北海道政策評価委員会に間に合わすためにうまくやるというのが制約になるのも、おかしな話であるので、無理であれば時間をかけてもう一回計画を精査していただいて、改めて審議をしていただきたいと思う。

政策評価を通すということを我々考えているわけではない。今回期間が短く難しいのであれば、その扱いをここで議論することも無いと思うので、次回の公共事業評価専門委員会でご対応いただきたいと思うが、如何か。

【各委員】

(異議なし)

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「継続審議」とする。

全員評価地区

08-04 都市計画街路事業費(社会資本整備総合交付金)

3・3・8 金星橋通3・3・20 永山東光線

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(事業概要について、資料により説明)

【建設部都市環境課】

(事業概要等について、資料により説明)

《 質 疑 》

【千葉委員】

質問が3つ。まず1つは、事業中区間が1.0kmくらいあるが、こちらがいつ完了して、道路の断面がどのようになっているのかという点が1点目。

それと、今回の整備区間とは繋がっている形になるが、この事業中区間を優先した理由があれば教えていただきたい。

橋梁の新設、市施工であるが、これがいつ頃予定されていて、仮にこれが完成したとすると、今後の流れにどのような変化が現れるのか、教えていただきたい。

【建設部都市環境課】

事業中の整備について、まずは断面としては、今回整備する区間と同じである。4車線道路の中央帯、両側歩道の形で整備を行っている。前工区の整備は平成27年から整備をしているところであり、この1kmの区間にJRの踏切があるのだが、非常に狭くて、危険対策踏切という対策が必

要な法指定踏切とされている。そのため 1km の部分については、早期にこの踏切の解消を図る必要があり、今、オーバーパスで整備をしている。必要な用地は全て収用しており、予定としては、令和 11 年に完成する予定である。

次に市の橋梁の事業については、来年度から橋梁の実施設計を行う予定である。道の事業と市の事業が一体化して終わらなければ効果としては渋滞解消にはならないものから、市の事業は来年から実施設計を行い、道の事業も認められれば、来年度から併せて設計を進めたいと考えている。

次に市の事業ができなければ、どのような整備効果の発現になるのかということだが、道の事業だけを整備したとしても、国道 39 号の交差点の部分で、渋滞が発生してしまう。今画面で示している部分、それと橋を渡るこの部分、これらの渋滞解消は図れない。旭川市も施工する橋ができることによって、ここでの交通が分散されるので、今図面上で示している箇所が、市の事業が整備されれば、国道の交通量が劇的に緩和され、お話しした事業効果がより発現されるということになる。

【千葉委員】

とりあえず、優先すべきは交差点のところの渋滞解消と思うが、例えば、工事の順序としては、その交差点付近から始めていくとか、そのような工夫はされるのか。

【建設部都市環境課】

工事としては、まずは交差点側から行っていきたいと考えている。実際に、奥側になると用地物件が多くあり、ここに日本製紙の工場があって、こちら側には住宅街があることから、用地補償を行う年数が数年かかると思われるので、その間に交差点の一部を施工できれば、状況は緩和できると思われる。ただし、今現状は 2 車線なので、4 車線まで拡げてしまうと、特に部分的な拡幅であると、運転手が誤解、混乱されてしまう状況があるので、完成断面ができたとしても、暫定の供用開始などを想定している。公安委員会とも相談しながら、どのように供用開始するかは、状況に応じてである。

【千葉委員】

了解した。

【渡部副委員長】

現地を見て、状況がある程度把握できたということで、旭川市の方が橋を作らなかつたら大変なことになるので、しっかりと調整していただきたいが、資料の中で、擁壁の部分と橋梁の部分があって、橋梁というのは、取り付け部分の擁壁のごく一部が、下に穴が空いているところが橋梁という、そういう意味か。16m の橋梁というのは道路を跨ぐくらいかと思うが。

【建設部都市環境課】

橋梁は、今、画面で示している、赤い部分が橋梁になる。

【渡部副委員長】

下に水が流れている水門があったところ。了解した。

【内田委員長】

現場を見させていただいて、渋滞のピークではない時間帯でも車列ができており、冬になるとさらに大変かと思われる。事業の緊急性、必要性も高いと判断できる。

事業要望を行うことは妥当としたく認めたく思うが、如何か

【各委員】

(異議なし)

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

全員評価地区

08-06 都市計画街路事業費（社会資本整備総合交付金） 3・3・26 愛国北園通

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（事業概要について、資料により説明）

【建設部都市環境課】

（事業概要等について、資料により説明）

《 質 疑 》

【中津川委員】

ヒアリングでの説明の時も伺ったかもしれないが、道路配置の関係だが、橋ではなくて、例えば釧路外環状道路を活用するような、今のままではインターチェンジが少ないので、その間にインターチェンジを作るとか、そういう話は全然出てこないのか。例えば、病院とのアクセスみたいな話もあったと思うが、むしろ病院とのアクセスを考えた時に、信号も無いため、こちらの方が早く行ける気もするが、その辺は代替案として考える必要がなかったのか教えてほしい。

【建設部都市環境課】

終了年度まではこの場で把握していないが、釧路環状道路の整備は、この区間に関しては終わっている。ご指摘があったとおり、たしかに釧路外環状道路については、信号も無く、スピードも普通の生活道路に比べると高いというのは実際にそうである。

ただ、新外環状道路、自動車専用道路という意味合いから、インターチェンジを多く設けるということは、あまり考えにくいところであり、実際に、こちらに住んでいる住民の方からすると、新外環状道路を通して、迂回して、また戻ってくるというのは、地元の希望としては、短絡できる橋梁を求めているところであり、今回、代替案ということは考えていない。実際に、都市計画決定も既にされている状況にあり、この橋梁をまずは整備することが大優先と考え、計画をしている。

【中津川委員】

これを覆すつもりはないが、都市部の高速道路、例えば名古屋高速では、多くのインターチェンジを作っており、作らないという理屈はあまり成り立たない。郊外であったら、もちろん、いらないと思われるが。

それと北側に住民が増えているので、それであれば、より一層、外環状道路を使うように考える方向にいくと思うが、そこが代替案にも出てこないのは違和感を覚えた。

【千葉委員】

釧路の基幹産業、割と大きな企業が撤退することがあって、人口減が大きく見込まれる地区ではないかと思われるが、その辺について、将来に向けてどういう人口減が予想されて、それが、今回の渋滞等にどういう風に影響するのかというのが、調べていたら教えていただきたい。

【建設部都市環境課】

ご指摘がありましたとおり、たしかに人口がどんどん減っている状況にある。こちらの資料の人口世帯推移 2006 年、2012 年、2022 年の文苑地区をご覧いただくと、2006 年の約 7,800 人から 2012 年の約 9,200 人に推移しており、人口の伸びがある。ただし、これが 2012 年から 2022 年になると頭打ちのように、人口は横ばいになっている。この数字を見ても、市の人口は右肩に下がっている状況にあって、文苑地区が頭打ちになっているところをみると、釧路市の中心

街の方で人が減っていて、文苑地区の方は平行または若干の下がり気味でいくのではないかなという感覚である。

この状況にあっても、先ほど言った交通渋滞が起きており、このまま放っておくと渋滞が緩和されないという形になると考えている。

【千葉委員】

昭和とか文苑地区は、私も詳しい訳ではないが、平成の真ん中あたりで、整備された地区で、今後は人口が減っていくのではないかなと思っている。ただ、この資料を見る限りは、例えば昭和地区であれば 2022 年までに人口は増えているので、極端に落ち込むかどうか分からないが、先ほど中津川委員が話したように外環状道路を活用するとか、何かいくつか人口減も見据えた上で、代替案があるのではないかという気がしたので、一言意見を申した。

【渡部副委員長】

橋を新たに作ることだが、市街の道路だけは作っていたが、橋の部分は無かったと。それは需要が無かったからだと思うが、今回は需要があるので、その部分に着手するという理解かと思う。説明の中で、需要があるからというような説明がされているが、そもそも橋を作ろうというキッカケになったことに対して、もう少し丁寧な説明があった方がいいという気がした。

もともと、愛国北園線というのがあって、道路の部分だけ先に整備したのは、まちを作らないといけないので、先にその場所を確保するというで道路を整備した。ただ、橋の部分は需要がなかったの、何年前か分からないが、その部分については保留になっていたと。今回、人口も増えてきて、周辺の橋も非常に混んできて、まちが機能しなくなってきたので、それを解消するために、この橋が必要だというような説明をもう一步踏み込んで説明していただいた方がよかったかなという気がする。

【建設部都市環境課】

説明が足らずで申し訳ない。ここの整備としては、以前から整備要望があって平成 26 年から本格的に検討を進めている。今まで整備ができなかったのは、先ほどお話しをした水産資源の鮭とか、ししゃもの影響を調査して、施工に伴う影響があるのかどうかというのを検証し、漁業関係者と協議をして理解を得たところであり、今回整備するという事で申請させていただきたいということである。

【渡部副委員長】

結局、その調査を踏まえて、最終的に合意を得た訳だが、川の中には橋脚を入れないことについて、合意を得る中で調査結果をそれに反映されているのか。調査結果はそこまで分からないのでは、橋脚を入れる、入れないということについてだが。

【建設部都市環境課】

今回、調査結果の中で、河川断面の低水路ではなくて、今、水が流れている箇所に橋脚を入れないということで、実際に測量して橋梁の形を作ってみて、仮設も含めて影響が無いということで、この位置に設定したところである。

【渡部副委員長】

仮設時は水の中に入るのか。

【建設部都市環境課】

仮設時も入らない。

【中津川委員】

水の中に入れては駄目だというのは、どうしてか。

【建設部都市環境課】

環境調査の中で、特にししゃもの産卵場が、釧路川のこの付近も含めて産卵地になっていることが確認されている。ししゃもは粗い砂、細かい粒子という小さいつぶつぶの石に卵を産む

という習性があり、この新釧路川の河川を調査したところ、ここが産卵場になっていることが確認されている。産卵場を痛める原因としては、粒子の細かいシルト系とか、粘土系が、河川の流れにより、その粒子の粗い部分の上に乗っかってしまうと産卵場ではなくなってしまう。もしくは、影響を及ぼしてしまうという恐れがあるということで、そういう調査結果、生態への結果となっている。今回、本体ができる前に、仮設で矢板を打ってしまって、100%汚濁が出ないということは、あり得ないというか、やはりリスクがあるということで、仮設も含めてその河川に矢板を打たないということで、地元とは協議している。気候変動もあり、水産資源がだいぶ取れなくなっているところで、そういうリスクはなるべく避けてほしいという地元の要望がある。

道路管理者としても、今後 100 年間橋梁を維持していく中で、損傷なり、老朽化なりをしたときに、補修をしなければならないときに、また同じような状況でししゃもや鮭を守る時に、そういうものが障害になって、橋梁の補修にコストがかかるということを考えると、今回、河川の中に橋脚を入れないというのも、今後の維持管理としてはメリットがあると考えている。

【中津川委員】

ここは産卵場所なのでですね。あと橋脚を入れて、洗掘されたりすると、細かいシルトが出て、その上に被るとそういう影響があるということですね。

【内田委員長】

私もそうした影響を初めて聞いて、なるほどと思ったが、細かい粒子がそれらを覆ってしまうと産卵場ではなくなってしまうって、甚大な影響があるということですね。

【建設部都市環境課】

そのとおり。

【内田委員長】

将来的にそういう漁業の影響を踏まえると、多少高くなっても、環境の立場を考えるとやむを得ないと思われる。

【内田委員長】

当該地区の対処方針だが、特段、大きな問題は無いかと思われるので、事業要望を行うことは妥当としたく認めたく思うが、如何か

【各委員】

(異議なし)

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

中前委員担当地区(専決地区)

08-05 都市計画街路事業費(社会資本整備総合交付金) 3・4・26 南岸通

【事務局(総合政策部計画推進課)】

(事業概要について、資料により説明)

【中前委員】(専決理由)

調書番号 08-05 3・4・26 南岸通地区(北見市)であるが、P119 の概要図を見ていただくと、

北見工業団地が左側にあり、その右側に北見川東 IC、ここを真っ直ぐ行くとインターチェンジに繋がり、物流を支える重要なネットワーク道路となっている。この外環状軸のうち、この地区は未整備であったが、その理由として常呂川に貴重な動植物がいて、自然環境保全の検討に時間を要したことが要因である。

実際の交通量については、橋が無いと渡れないので、地域の皆さんはこれまで迂回して内環状を利用せざるを得ない状況である。このことから、交通量自体もここが開通されれば、ある程度見込めるということであり、便利になるだけでなく、重要な物流にも効果があるというところで B/C 1.32 となっている。地元の自然環境保全についても、しっかりと調査して、関係者との了解が得られたところであり、これらを妥当と判断し、専決とした。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針について、「事業要望を行うことは妥当」と認める。

審議結果総括

【内田委員長】

それでは、審議結果の総括を行う。

34 地区を審議し、そのうち 33 地区は「事業要望を行うことは妥当とする。」ことを認めたいと思う。

富士地区については、環境情報協議会が実施されていなければならないものが、実施されていないことから付帯意見として「計画に起因する工種や工事量の変更等があった場合には、速やかに公共事業評価専門委員会へ報告したいただき、今後の対応を協議する。」そのような意見を付けたいと思う。その具体的な文言については、委員長にご一任いただきたく思う。

次に雨竜川地区だが、こちらは質問に対して、的確に回答できていないところがあり、妥当性の可否を判断できなかったことから、「継続審議」にしたく思う。

3 その他

【事務局（総合政策部計画推進課）】

（令和4年度第2回北海道政策評価委員会開催に係る案内等）

閉会